

令和6年度
建設資材価格特別調査
業務委託

G K 0 6 - Y K

仕様書

秋田県

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、秋田県が実施する建設資材価格特別調査（以下、「本業務」という。）の業務委託に適用する。

第2条 通則

本業務の遂行にあたっては、業務委託契約書によるほか、本仕様書によるものとする。

第3条 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第4条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を発注者の許可なく公表または他に引用してはならない。

第5条 調査職員

発注者は、本業務について、自己に代わって事務を処理する調査職員を定め、受注者に通知するものとする。

第6条 管理技術者

- 1 受注者は、本業務の遂行上の管理を行う管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
- 2 管理技術者は、調査職員の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- 3 管理技術者は、完了検査に際して成果品及びその他関係資料を持参し、検査に立ち会わなければならない。

第7条 提出書類

- 1 受注者は、調査職員を経て以下の書類を発注者に提出しなければならない。

様式名	宛先	提出期限	提出部数
業務着手届	発注者	契約後15日以内	1
管理技術者通知書	〃	〃	1
〃 経歴書	〃	〃	1
貸与品借用書	〃	交付時	1
業務完了報告書	〃	業務完了の日	1
業務計画書	〃	契約後14日以内	1
業務成果品納入書	〃	納入の時	1

- 2 前項提出書類のうち、業務着手届には、工程表（業務詳細内容）と管理技術者通知書及び経歴書を添えて提出するものとする。

第2章 業務内容等

第1条 目的

本業務は、秋田県が実施する公共事業の工事費積算に用いる各種建設資材単価を決定するための基礎資料として、県内における市場での実勢価格を資材別に把握することを目的とする。

第2条 調査地域

- 1 生コンクリート及びアスファルト混合物は、表－1における地域内の共通単価を調査すること。
- 2 骨材類は、表－2における地域内の共通単価を調査すること。
- 3 その他の資材は、特に記載のない限り県内共通単価を調査すること。
- 4 生コンクリート及び骨材類及びアスファルト混合物の調査において、流通形態や価格水準の違いにより地域内共通単価の設定が困難な場合は、調査職員と協議するものとする。また、流通形態や価格水準が類似し、以下の地域内市町村を統合し共通単価を設定出来る場合についても調査職員と協議するものとする。

表－1 生コン、アス混合物の調査地域

地域名		地域内市町村（生コン）	地域内市町村（アス混）
鹿 角		鹿角市、小坂町	(同左)
北 秋 田	A	大館市、北秋田市鷹巣	(同左)
	B	北秋田市合川・阿仁・森吉 上小阿仁村	(同左)
山 本		能代市、藤里町、八峰町、三種町	(同左)
秋 田	A	秋田市	(同左)
	B	男鹿市、潟上市、八郎潟町 五城目町、井川町、大潟村	(同左)
由 利	A	由利本荘市（矢島・鳥海を除く） にかほ市	(同左)
	B	由利本荘市矢島町及び鳥海町	(同左)
仙 北	A	大仙市、美郷町、 仙北市(旧田沢湖町を除く)	(同左)
	B	仙北市(旧田沢湖町)	(同左)
平 鹿		横手市	(同左)
雄 勝		湯沢市、羽後町、東成瀬村	(同左)

表－２ 骨材類の調査地域

地域名		地域内市町村	摘 要
鹿 角		鹿角市、小坂町	(同左)
北 秋 田	A	大館市、北秋田市鷹巣	(同左)
	B	北秋田市合川・阿仁・森吉 上小阿仁村	(同左)
山 本		能代市、藤里町、八峰町、三種町	(同左)
秋 田	A	秋田市	(同左) ただし、骨材のうち山砂のみ3分割地域(A秋田市、B男鹿市・潟上市天王・大潟村、C潟上市昭和及び飯田川・八郎潟町・五城目町・井川町)とする。
	B	男鹿市、潟上市、八郎潟町 五城目町、井川町、大潟村	
由 利	A	由利本荘市(矢島・鳥海を除く) にかほ市	(同左)
	B	由利本荘市矢島町及び鳥海町	(同左)
仙 北	A	大仙市、美郷町、 仙北市(旧田沢湖町を除く)	(同左)
	B	仙北市(旧田沢湖町)	(同左)
平 鹿		横手市	(同左)
雄 勝		湯沢市、羽後町、東成瀬村	(同左)

第3条 調査品目

調査品目は、契約後に提供する「調査品目一覧表」の資材について行うこととするが、調査途中で仕様等が変更となる場合は、協議のうえ決定するものとする。

第4条 調査条件

- 1 全資材とも特に記載のない限り現場着の実勢価格を調査し、原則として消費税相当分を含まない価格で報告すること。
- 2 調査品目一覧表において、出典を「特調」としている資材については、調査対象者を訪問して行う「面接調査」、依頼文書による「書面調査」又は「電話調査」等を基本とした特別調査により実施するものとし、調査価格の最頻値を報告すること。

調査品目一覧表において、出典を「刊行物」としている資材については、調査時期における最新の物価資料(建設物価(Web建設物価)、積算資料(積算資料電子版)、土木コスト情報、土木施工単価)の掲載単価を調査すること。

これにより難しい場合は、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

- 3 調査にあたっては、販売実績のあるものを明確化し適法かつ適正な状態での取引におけるものを対象とする。(生産がないあるいは在庫品だが全く販売実績がないものについてはその旨を回答するなど注意書きなどで徹底すること)

また、調査品目のうち資材価格を決定できないものがあつた場合は、その理由を調査職員が指示する方法により報告すること。

第5条 調査事項

- 1 実施単価表当初調査については、次により実施すること。
 - ① 次年度の4月から適用する資材単価を決定するための基礎資料である。
 - ② 特別調査は、令和7年1月中旬から令和7年2月中旬の間に調査を行い、調査価格の最頻値を採用単価として報告すること。

ただし、今後の価格変動状況等により調査時期が変更となる場合は、下記④の提出期限は協議のうえ決定するものとする。
 - ③ 刊行物調査は、令和7年3月号（季刊の場合は冬号）の掲載価格を調査し、平均値（有効数字4桁）を採用値として報告すること。

なお、刊行物調査に当たっては、各刊行物の掲載単価、補正演算、補正後単価、品目コード、対象都市、品目名称、規格、単位、掲載頁、掲載誌及び掲載月号に該当する情報を整理すること。
 - ④ 上記②及び③をとりまとめた一覧表を、令和7年2月末までに調査職員に提出すること。
- 2 実施単価表改定調査については、次により実施すること。
 - ① 令和6年度の8月から3月に適用する資材単価を決定するための基礎資料である。
 - ② 特別調査は、令和6年7月中旬から令和6年8月中旬の間に調査を行い、調査価格の最頻値を採用単価として報告すること。
 - ③ 刊行物調査は、令和6年7月号から令和7年2月号（季刊の場合は夏号から秋号）の掲載価格を調査し、平均値（有効数字4桁）を採用値として報告すること。

なお、刊行物調査に当たっては、各刊行物の掲載単価、品目コード、対象都市、品目名称、規格、単位、掲載頁、掲載誌及び掲載月号に該当する情報を整理すること。
 - ④ 上記②及び③をとりまとめた一覧表を、当該月の前月末日まで（例えば、2月号は1月末日まで。なお、特別調査分についても、9月号とともに8月末日まで）に調査職員に提出すること。
 - ⑤ 上記②における特別調査のうち、山本地区における「フライアッシュ混合生コンクリート（17規格）」については、上記②に加え、令和6年10月中旬から令和6年11月中旬の間に調査を行い、調査価格の最頻値を採用単価として報告すること。

なお、調査結果をとりまとめた一覧表を11月末日までに調査職員に提出すること。

第3章 成果品等

第1条 成果品

- 1 受注者は、成果品の提出に際し、成果品一覧表を添付するものとする。
- 2 成果品は、発注者の所有とし、調査職員の承諾を受けないで使用したり、他人に公表、貸与等をしてはならない。
- 3 本契約に基づく成果品における刊行物資材については、発注者の組織内におい

て自由に使用、複製、配布又は改変することができるものとし、積算システムにおける使用においても同様とする。

- 4 発注者は、刊行物資材単価及び、それを引用又は加工して作成された文書（電子データを含む）については、当該部分を公表又は情報開示しないものとする。ただし、刊行物発刊元が承諾した場合はこの限りではない。

第2条 手直し

受注者は、業務完了後に、自己の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足もしくはその他の処置を行わなければならない。

第3条 報告書及び支給品

- 1 調査価格の記載は、指定する書式（土木、土地改良、森林整備品目はマイクロソフトエクセル）に記入（入力）するものとし、これによれない場合は事前に調査職員と協議しなければならない。
- 2 報告書の製本についてはA4版とする。
- 3 調査概要、資材別土場・工場所在地一覧表（生コン・アス混・骨材土場・砕石・再生砕石）についても記載し添付のこと。
- 4 報告書の提出期限は第3章第6条によるものとし、提出部数は製本した報告書・データを記録した電子媒体、各1部とする。

第4条 著作権

成果品のうち刊行物の単価は、当該刊行物の発刊元が著作権を有する。

第5条 成果品の提出先

成果品の提出先は、秋田県建設部技術管理課とする。

第6条 成果品の提出期限

成果品の提出期限は、令和7年3月19日（水）とする。

価格調査及び記入要領

1 共通事項

本調査は、秋田県内における建設資材の実勢(市況)価格調査である。

2 個別事項

(1) 骨材類

- ① コンクリート標準示方書(土木学会)及び舗装施工便覧及び設計施工指針(日本道路協会)に規定する品質であること。
- ② 自家用生産のもの及び特別な事情により取り引きされているものについては、本調査より除外すること。

(2) 生コンクリート

- ① JIS 工場より出荷されているものについて調査すること。
- ② 小型車、冬期割増価格についても調査のこと。
- ③ 自家用生産のもの及び特別な事情により取り引きされているものについては、調査より除外すること。

(3) アスファルト混合物

- ① 舗装施工便覧及び設計施工指針(日本道路協会)に基づく品質であること。ただし、改質アスファルトⅡ型については、価格差を調査すること。

(4) コンクリート二次製品

- ① 価格は、最寄り現場付近道路渡し(現場着価格)である。
- ② コンクリート二次製品で JIS 規格以外のものについての品質は、JIS 規格品に準じたものであること。

(5) コンクリートブロック

- ① 価格は、最寄り現場付近道路渡し(現場着価格)である。

(6) 災害単価

- ① 災害単価は、後日示す災害単価作成資料に基づき作成すること。